

令和3年鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
令和3年9月15日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和3年9月15日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和3年9月15日 午後1時56分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 員	5	新 谷 留 晴		6	篠 原 哲 哉	

職 務	議会議務 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会議務 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	副町長	浅 野 彩	出 欠
	教育長	外 園 哲 也	出 欠	会計課長	友 澤 和 子	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	建設課長	柴 田 隆 臣	出 欠
	福祉人権 課 長	芝 野 英 和	出 欠	政策推進 課 長	高 橋 奈 美 江	出 欠
	税務住民 課 長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	大 村 俊 夫	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	保険健康 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和3年第6回鞍手町議会定例会議事日程

9月15日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第77号 令和2年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第82号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第84号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第85号 令和2年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第78号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第79号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第80号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第81号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第83号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第66号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第67号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第68号 鞍手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第69号 鞍手町税条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第71号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算 (第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第75号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算 (第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第76号 令和3年度鞍手町下水道事業会計補正予算 (第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第86号 道路改良事業 本町・今村線道路改良工事請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)

- 日程第19 議案第72号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第20 議案第73号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第21 議案第74号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第87号 鞍手町道路線の認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第23 決議第1号 鞍手町議会議場に国旗及び町旗の設置を求める決議
- 日程第24 意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 日程第25 閉会中の継続事件

令和3年9月15日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから、本日の会議を開きます。

日程は、お手元に配付のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第77号を議題とします。

本案は決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。
許斐決算特別委員長。

○10番 許斐 英幸君

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第77号 令和2年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

本委員会は9月8日付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定しましたので会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第77号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第77号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第77号 令和2年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第77号は委員長報告のとおり認定されました。

次に日程第2 議案第82号から日程第4 議案第85号までの3件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第82号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

議案第 8 4 号 令和 2 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定

議案第 8 5 号 令和 2 年度鞍手町水道事業会計決算認定

本委員会は 9 月 8 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので会議規則第 7 6 条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 8 2 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 4 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 8 5 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第 8 2 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 4 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第 8 5 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 2 号 令和 2 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 8 2 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 8 4 号 令和 2 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第85号 令和2年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第5 議案第78号から日程第9 議案第83号までの5件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第78号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

議案第79号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定

議案第80号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

議案第81号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定

議案第83号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定

本委員会は、9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第78号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第79号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第80号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第81号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第83号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第78号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第80号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第81号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第83号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第78号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第78号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第79号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第79号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第80号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第81号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第81号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第83号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。日程第10 議案第66号から日程第17 議案第86号までの8件を一括して議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第66号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定

議案第67号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例

議案第68号 鞍手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

議案第69号 鞍手町税条例の一部を改正する条例

議案第71号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第4号

議案第75号 令和3年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算第1号

議案第76号 令和3年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第86号 道路改良事業 本町今村線道路改良工事請負契約の締結

本委員会は、9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第67号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第69号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第71号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第76号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第86号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第67号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第68号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第69号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第75号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第76号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第86号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第66号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の策定を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 鞍手町過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号 鞍手町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第71号 令和3年度鞍手町一般会計補正予算第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和3年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和3年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 道路改良事業本町今村線道路改良工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第86号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。日程第18 議案第70号から日程第22 議案第87号までの5件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例

議案第72号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号

議案第73号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号

議案第74号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので会議規則第76条の規定により報告します。

次に議案第87号 鞍手町町道路線の認定

本委員会は9月8日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第70号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第73号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案74号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第87号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第70号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第72号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第73号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第87号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第70号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第72号 令和3年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決

します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和3年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和3年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 鞍手町道路線の認定を採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第87号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第23 決議第1号を議題とします。

提案者である8番議員 有働徳仁議員に提案理由の説明を求めます。

有働徳仁議員。

○8番 有働 徳仁君

ただいま上程されました、決議第1号 鞍手町議会議場に国旗及び町旗の設置を求める決議について、提案理由の説明をいたします。

平成11年に施行された国旗及び国歌に関する法律により、それまで習慣法として定着してきた日の丸も改めて国旗であると法律で定められました。

国旗は自国の象徴でもあり国家にとって重要なものとして国民の意識と生活に根づいています。

鞍手町は平和のシンボルである日の丸及び町旗を議場においても設置することは自然の行為であり、議場に国旗及び町旗の設置を求める決議として鞍手町議会会議規則第13条第2項の規定に基づき提出いたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。決議第1号について質疑ありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

鞍手町議会におきまして今までどのような取組がされたのかちょっとお尋ねしたいと思っております。まず第1が、この本会議場ですね。これは何年ごろに設置されたものでしょうかお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

大変申し訳ないのですが、自分はちょっと天才ではないので何もかも把握しているわけじゃないので、今ここで自分は把握してないのでお答えできません。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

なぜこういうことを質問したかといいますと、恐らくですね1956年ごろに議場は完成したと。以来65年間そういうことがあってないのではないかと思いますので質問したわけでありませう。

次に、やっぱり有働議員に質問、答えられないかもしれませんが、今までにこの鞍手町議会の議場に国旗設置の必要性が論じられたことがあるのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

事前にお聞きした中ではあったと聞いています。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

いつ頃。何回あったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

多分僕が生まれる前からじゃないかなと思うので、その辺は把握していません。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

今回の提案理由の中にある鞍手町は新庁舎が建設される予定となり平和のシンボルであ

る日の丸というふうに書いてありますけども、この根拠は何ですか。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

自分は平和のシンボルっていうところを言っているのは、オリンピックだったり世界大会だったりとか、いろんなところですね、テレビでも皆さん見ると思うのですが、皆さんが金メダル取った方とかですね、どんな大会であっても日の丸を背負って最終的にメダルをもらったりとか日本代表として行かれている光景を小さい頃から見えています。

そういったところで僕は、もう日本というのを今のそういった方たちは日本という国旗を掲げて、代表選手になられておると思いますし、僕はそういう日本のシンボルとして皆さんはそういうふうな形で掲げて、いろんなところに。

スポーツ選手だけではないと思うんですけど、そういったところで、皆さん頑張っているんじゃないかなと僕は思っています。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

もともと日の丸というのは太平洋戦争時に侵略戦争のシンボルとして掲げられたものであって、およそ平和のシンボルとはいえないのですよね。そのことはご存じですか。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

学生時代に歴史の授業でそういったことは習ったのじゃないかなと思っています。詳しく昔の戦争のあった時代のことというのは、僕は全て把握しているわけではありません。

○議長 星 正彦君

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

国旗国歌の法律ができたときには侵略戦争のシンボルであったということから、これに反省をするという気持ちもないと。というようなことだとか、それで犠牲になった方々に対して本当に申し訳ないというような気持ちが表れるという意見もたくさんあって、この国歌国旗の法制化については反対の声もたくさん上がっていたわけですよ。

それがいきなりいつの間にか平和のシンボルとなったというのは、ただオリンピックで日本の象徴として掲げられたと。もうその上辺だけしか見てないのだと思います。

もう1点聞きたいのですが、決議案の中にある真ん中から下のほうですね。国旗及び町旗を設置し議員、行政執行部が日本国民、町民の一員としての自覚と誇りを堅持するというふう

に決議案の中にあります。

これ法制化になった当時の小渕首相は、この国旗国歌を押しつけないと言っていますし、

当時の野中官房長官も法制化によって一人ひとりの考え方を変えようとは思わないというふうに言明してるんですね。

これは、決議案の議員、行政執行部が日本国民町民の一員としての自覚と誇りを堅持しということについては、これは押しつけに入るのじゃないでしょうか。

○議長 星 正彦君

有働議員。

○8番 有働 徳仁君

先ほど宇田川議員がおっしゃったのは、鞍手町民だったり国民へ押しつけているのじゃないかと。これにつきましては、思想あるいは意見の多様性があり国旗を議場に設置するべきではないという考えを言われていると思うんですけど、今ここの役場の庁舎の上にも、国旗上がっていますし、学校に行っても国旗が掲げていると思います。だから、そういった意味で強制しているとは僕は全く考えていません。

○議長 星 正彦君

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

お諮りします。決議第1号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、決議第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。決議第1号について討論ありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

鞍手町議会議場に国旗及び町旗の設置を求める決議に対し反対討論いたします。

まず、議会議員が議案提案する権利を否定するものではないことは、このことを前提に討論をいたしますが、この決議案には重大な3点の問題があります。

1つは議会の民主的運営に関する問題です。1955年に町制が施行され66年目になり私も議員として28年目になります。

この間、鞍手町議会では議会内部のルールに関する問題では、全員協議会や議会活性化委員会などで議員全員の声を聞き少数意見を排除しないよう多数決による問題解決は図ってきませんでした。

主には議会だよりの一般質問欄に議員個人の写真を掲載すること。また、本会議の内容を映像により広く町民に知らせるため、議場にビデオカメラを設置することなどが挙げられます。

また、これまで陳情は全て受付けてきましたが、同様の陳情が外部から出されたことがあ

ります。しかしながら、議会内部に関わるものであることから、本会議には上程されていません。

また、町執行部による行事がこの議事堂にて行われたときに参加者から同様の要望が執行部に出されたときは、議会で全員協議会を開催して意見聴取をしましたが、意見の一致を図ることができなかつたため保留としているところです。

現在の議会運営委員会には、初めて議員になった方や初めて委員会に入った方が多数を占めています。

したがって、議会内部に関することは全員協議会などを開催し、議員全員の意見の一致を図っていくという、これまでの民主的運営の歴史を知らない方もいます。

この基本を、議会事務局長が提出者や議会運営委員会にしっかり説明していないのではないかと、強い憤りを感じます。

何度も言いますが、これまで大切にしてきた議会の民主的運営を覆し、議会内部のルールを多数決で決めるべきではありません。

2つ目は日の丸の歴史についてです。1999年に国旗国歌法が成立し、日の丸が国旗として定められたとはいえ国が公の行事で使うために法的根拠を明らかにしたにすぎません。当時の小渕首相も日の丸を押しつけないとし、野中官房長官も法制化によって一人ひとりの考え方を変えようとは思わないと言明しています。

そもそも日の丸は1870年に陸海軍が掲げる国旗として定めたのが最初です。

しかし、太平洋戦争中、日の丸が侵略戦争のシンボルとなってきたことから国民の中に拒絶反応を持つ人たちも多数おられ、国民的合意があるとはとても言えません。

提案理由にある平和のシンボルとは真逆の歴史があり、その根拠がどこにあるのか理解できません。

第3は、日の丸を議場に設置することはなじまないことです。もともと議場は町民のために様々な立場から意見を交わし議論する場であり、中立公正な在り方が求められるのは当然のことです。

日の丸を国旗にすること自体、町議会でも町民の中でも意見が分かれる問題であり、これを議場に設置することは、一方の意見だけ取り入れることになり、なじみません。

決議案には、議員、執行部が日本国民、町民の一員としての自覚と誇りを堅持しとありますが、それを多数決で決めてしまうことは、まさに押しつけであり、思想、良心の自由や信教の自由を定めた憲法の立場から見ても相入れないものです。

以上3点述べたように、この決議案をたとえ多数決で押しつけたとしても、議会全体の意思一致が図られたものではないため、議場に日の丸を設置することがないよう強く申し上げて、反対討論を終わります。

○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

添田議員。

○1番 添田 政勝君

鞍手町議会議場に国旗及び町旗の設置を求める決議について賛成の立場で討論いたします。

1999年、国旗国歌法が成立して以降、地方自治体の議会議場に国旗を設置する動きが加速的に進んでまいりました。県内60市町村議会においても、ほとんどの議会が設置している状況です。自国の国旗に敬意と誇りを持つのは世界の常識であり、国民として当然のことです。国を愛し郷土を愛する気持ちを持っている議員の1人として国旗町旗を前に誠実に議論を交わす議場でありたいと思っております。

本議場および建設が予定されています新庁舎内の議場にも国旗と町旗を設置することにより、厳粛な議場としてスタートできればと考えます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長 星 正彦君

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

反対の立場から討論いたします。

先ほど、この庁舎65年間ですね、日の丸の掲揚はなされていなかったということを行いましたけれども、この地が、この鞍手町という地がどういう地であったかということですね。かつて炭鉱労働者が、この暗い地底で侵略戦争遂行のためのエネルギーの増産のために、たくさん地底で働いたと、こういう歴史があります。

しかも、これは地元の方々だけではなくて、朝鮮から連れてこられた方とか、あるいは捕虜となられた外国籍、西洋関係の方の遺骨も、落盤とか出水とか火災とかですね、そういう中で遺骨を回収できなかった、そういう方も鞍手の地の暗い底にはまだ眠っていらっしやるということがあります。

そのような歴史に基づきまして鞍手の地では、侵略戦争を許さないという戦いの歴史と伝統があるのだと思います。

だからこそ65年にわたって、そういうことがなされなかったということだと思います。

また近くでは中間市議会など、そういう戦いのあったところは今も国旗は掲揚されておられません。

元々、皆さん先ほどからいろいろおっしゃいますけれども、国会議事堂の正面に国旗が掲げられておりますか。ありませんよね。なぜか。先ほどからも論議されましたように、日の丸の旗が侵略戦争のシンボルであったという長い歴史があるわけでありませぬ。

ドイツにおきましては、日独伊三国で侵略戦争をやってきたわけですがけれども、ドイツにおきましては、ちょうど戦争中の1935年から45年ですね、ナチスの旗印でありますハーケンクロイツ。これが国旗として使われていたのであります。そのときドイツは今もそうですね、非常に大変な侵略戦争に対する反省から国旗を改めております。

イタリアにおいても当時の国旗は使っておりませぬ。ところが、日本の場合は侵略戦争に

対する反省が非常に曖昧のまま、今日まで続いておりまして、その侵略戦争のシンボルであった日の丸がそのまま使われ、今論議されているような状況が生まれているわけでありませぬ。しかしなぜ国会にないのか。恐らくこれは世界がこの事実を忘れていないからだと思ひます。国会の正面に日の丸の旗を上げるといふことは、例えて言へばドイツの国会におきましてハーケンクロイツを掲げるような、そういうことにもなりかねない。だからですね、恐らくですね、国内では国民に数を頼んで国旗日の丸を、そういったことを法制化しましたけれども、国会議事堂にはない。そういうことではないかと思ひわけでありませぬ。

私はそのような歴史的な認識に基づきましてですね、やっぱりこの問題は私は一概に反対というわけではありませぬけれどもね、こういう問題は慎重に論議すべきであると、そういうふうを考えております。

庁舎の完成は、まだ後ですよ。新庁舎は来年の9月に着工して、令和5年の10月に完成し、令和6年の1月にオープンだということでありませぬ。ということは、その前にもう1回、議員選挙があるんですよ。町議会議員選挙があるんですよ。

私は今までなぜこのように、鞍手町において議会に日の丸が掲げられなかったかという歴史と伝統です。これを振り返り、そしてかつて議員だった方ね、そういう状況を保たれた議員であった方、町民の皆さん。議員というのは町民の皆さんの意思の反映で選ばれているわけですから、そういう過去の議員の皆さん。やっぱり町民の皆さん、そういった方の気持ちを十分聞き取って、そしてまだ間に合わないわけじゃないですよ。だから今日ここで決めるのではなくて、やっぱりこの鞍手の地の先輩方の思い、町民の皆さんの思い、これを十分に酌み取って論議して、そしてこれは新しい議会選挙で、これで選ばれた新しい議員さんの手で決めてもらうべきことではないかと思ひます。

この新しくできた議会で、その議場を使うかどうかともわからない私たちが。しかも非常に短期な、突然ですよ。本当にあたふたと決めるようなこと、私はこういうフェアでないやり方は許せないと思ひます。

やっぱり十分論議して、そして時間をかけて、そして新しい。だから私は、こういう主張される方は今度の選挙で、これを公約に掲げて立候補されたらいいと思ひますよ。そして十分論議されて、町民の皆さんの意見も聞かれて、その反映として再選されて、そして新しい議会で議員の皆さんで決定する。そうしないとあまりにも不遜ではないかと。

この鞍手の伝統。今までの議員さんたち、町民の皆さんに対してね、あつという間に悪い言い方をすれば、どさくさに紛れて、こういう大事なことを決めてしまうっていうのは、不遜なことではないかと思ひます。

やっぱりじっくり時間をかけて、本当に歴史も学んで、そして皆さんの納得のいくところで。まだ時間はあります。新しく選ばれた、新しい議場は新しく選ばれた議員さんたちがお使いになるわけですから。

もしかしたら私たちはもう、私はですね、いないかもしれない。その者がここで決めるというのは、やっぱり不遜ではないかと思ひます。

ぜひですね、論議をさらに深め、新しくもう1回選挙あります。選ばれた議員さんの手で慎重にですね、決議されること。これを期待しまして、今日の採決には反対いたします。以上です。

○議長 星 正彦君

ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

決議第1号 鞍手町議会議場に国旗及び町旗の設置を求める決議を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第24 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して6番議員 篠原哲哉議員に趣旨説明をお願いします。

6番議員 篠原哲哉議員。

○6番 篠原 哲哉君

意見書第1号を提案いたします。

意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書。別紙意見書案を提出する。

令和3年9月15日提出。提出者 鞍手町議会議員 篠原哲哉。同じく須山由紀生。

提案理由。地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第1号は質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって意見書第1号は質疑、討論を省略します。

これから、採決を行います。

意見書第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第25 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づきお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長から申出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和3年第6回定例会を閉会します。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 新 谷 留 晴

議員 篠 原 哲 哉